

石垣市日中一時支援事業 ガイドライン



令和7年1月作成

1 日中一時支援事業の概要

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条及び第 78 条に、市町村及び都道府県が実施する地域生活支援事業の定めがあります。

地域生活支援事業の任意事業となる日中一時支援事業においては、障がい者（児）の日中における活動の場を確保することにより、障がい者（児）の家族の就労支援及び障がい者（児）を介護している家族の一時的な負担軽減を図ります。

2 対象者

市内に住所を有する障がい者等であって、日中において監護するものがないため、一時的に見守り等の支援が必要であると石垣市福祉事務所長が認めるもの。対象者かどうかについては、【参考】日中一時支援対象者の確認フローをご確認ください。

3 支給決定基準

日中一時支援事業の利用申請を受理した場合には、サービスの利用希望、障害の状況、支援の必要度等について聞き取り調査し、総合的に勘案して支給量を決定します。なお、障害福祉サービスを利用されている方については障害支援区分等の調査を元に決定します。障害支援区分を取得されていない方については、区分なしでの決定となります。

4 サービスの内容

日中一時支援事業のサービスには、日中一時支援と医療型日中一時支援があります。

日中一時支援では障害福祉サービス事業所等において、障がい者（児）に対し入浴、排泄、食事の介護その他の必要な支援を行います。

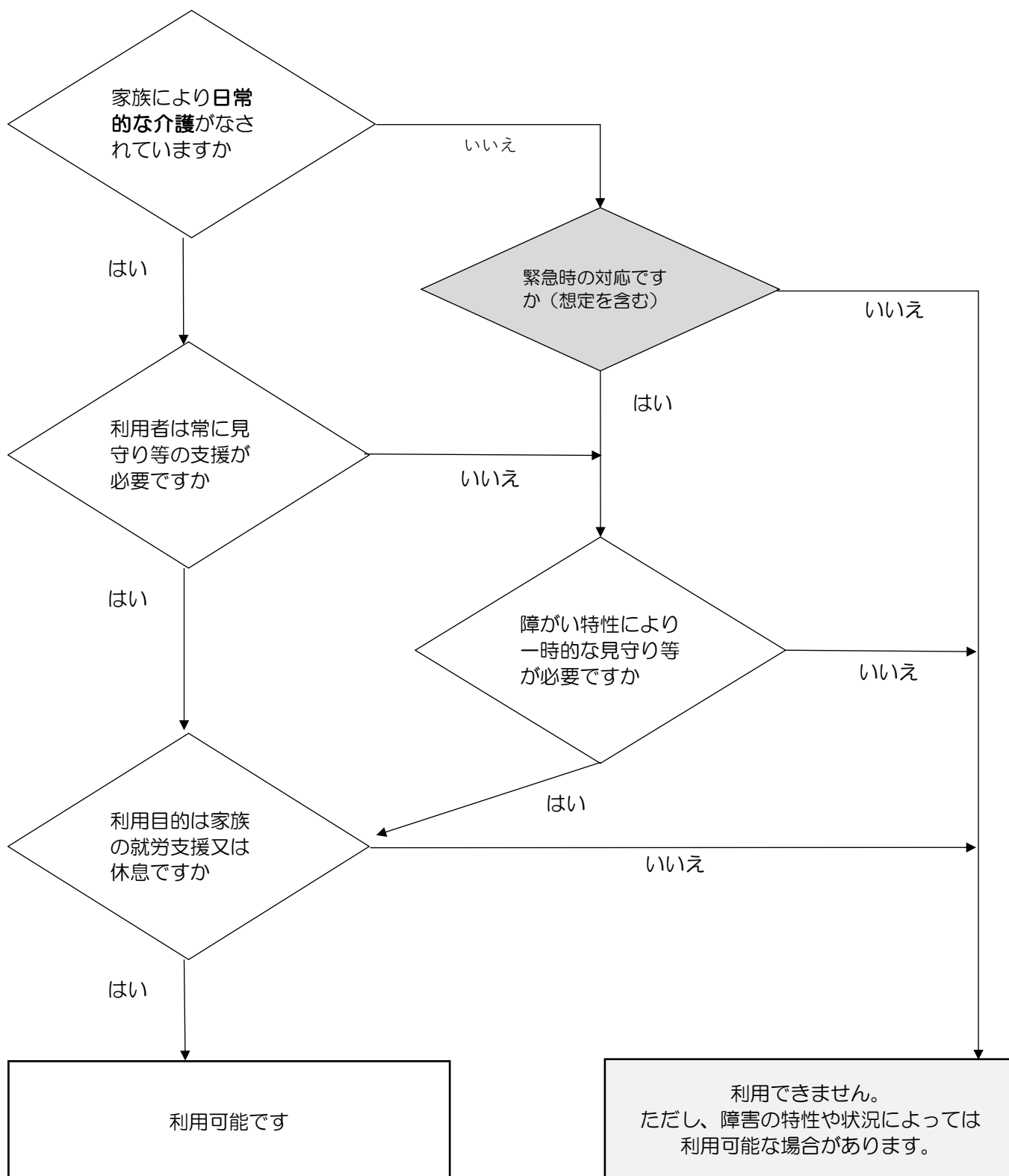
医療型日中一時支援では障害福祉サービス事業所等において、障がい者（児）に対し医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、酸素吸入、経管栄養、たん等の吸引、導尿又は気管カニューレの衛生管理等）、その他の必要な支援を行います。訪問型の場合、障がい者（児）の自宅に看護師又は准看護師を派遣し、医療的ケアその他の必要な支援を行います。

各サービスとも、必要に応じて食事提供や送迎があります。サービスの具体的な内容や時間は、各事業所にご確認ください。

5 その他留意事項

日中一時支援は日中の預かりであり、教育や療育、指導等を行うものではありません。

【参考】日中一時支援対象者の確認フロー（前提：利用者は前述の障がい者等であること）



Q1 生活介護や放課後等デイサービス等の日中活動系サービスと日中一時支援を同じ日に利用することはできますか？

日中活動系サービスは 1 日単位での報酬算定となるため、原則不可とします。日中活動系サービスには、営業時間を超えても支援できるように「延長支援加算」が報酬で設けられていることから、基本的には延長加算での対応を優先します。

ただし、介護者の状況や本人の障害特性等を考慮し、例外的に日中活動系サービスと日中一時支援の同日利用を認める場合があります。

Q2 同じ日に別の日中一時支援事業所を利用することはできますか。

不可です。

Q3 日中一時支援事業の利用中に、障害福祉サービスなど他のサービスを利用することはできますか。

不可です。

Q4 ひとり暮らしなのですが、日中の居場所として日中一時支援は利用できますか。

日中一時支援は、障がいのある方への支援事業ではなく、日頃監護されている家族の支援事業になります。そのため、居場所の提供を目的とした利用はできません。

ただし、本人の状況や障害の特性により、日中一時支援の利用が必要と認められる場合があります。

Q5 グループホームに入居していますが、日中一時支援は利用できますか。

Q4同様、家族に対しての支援事業となるため、グループホームに入居されている方は基本的に対象となりません。

ただし、一時帰宅中の場合等の利用は可能です。また、本人の状況等により、日中一時支援の利用が必要と認められる場合があります。

Q6 放課後等デイサービスを利用していますが、長期休みの時に放課後等デイサービスと日中一時支援を同じ日に利用することはできますか。

放課後等デイサービスは、長期休みも想定されたサービスであるため、原則利用不可です。基本的には、延長支援加算での対応を優先とします。

ただし、家族の状況や障害の特性により、日中一時支援での対応が必要と認められる場合があります。

Q7 日中一時支援と医療型日中一時支援はどう違うのですか。

医療型日中一時支援は、日中一時支援の内容に加えて医療的ケアが必要な利用者が対象となります。事業所での預かりの他に、利用者の自宅へ看護師や准看護師が訪問して医療的ケアを行うこともできます。

Q8 食事加算や送迎加算、入浴加算とは何ですか。

日中一時支援を行っている際、上記の支援をした場合に算定できる加算です。入浴加算に関しては、自宅や他サービスにて入浴が困難であると石垣市福祉事務所長が認める者のうち、①身体障害者手帳 1 級又は 2 級を所持する者又は②療育手帳 A1 又は A2 を所持する者で、かつ感染症疾患を有しない者に対して入浴サービスを提供した場合に算定できます。入浴加算の有無については地域生活支援事業決定通知書に記載しています。

Q9 利用料はいくらですか。

課税状況によって利用料は異なります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

Q9 何日利用できますか。

手帳の等級や本人の状況等によって異なります。詳しくは、障がい福祉課へお問い合わせください。

Q9 キャンセル料は発生しますか。

事業所ごとに異なります。契約時に確認を行ってください。

その他、疑問点があれば石垣市障がい福祉課へお問合せ下さい。

石垣市役所 障がい福祉課 在宅福祉係
TEL：0980-82-9947
FAX：0980-82-1580